

(第2号様式)

〇〇・△△特定建設工事共同企業体協定書 (甲)

(目的)

第1条 当共同企業体は、令和3年度 建第3号(危) 宿毛市津波避難タワー建設工事(旧武道館)の建設事業を共同連帯して営むことを目的とし、他の事業は一切営まない。

(称号)

第2条 当共同企業体は、〇〇・△△特定建設工事共同企業体と称する。

(事業所の所在地)

第3条 当共同企業体は、事務所を〇〇市 〇〇番地〇〇建設株式会社に置く。

(成立時期及び解散の時期)

第4条 当共同企業体は、当該工事の終了後6か月を経過するまでの間は、解散することはできない。

(構成員の名称又は称号)

第5条 当共同企業体は、〇〇(構成員の住所、会社名)・△△をもってその構成員とする。

(代表者の名称)

第6条 当共同企業体は、〇〇建設株式会社代表取締役〇〇をもって代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当共同企業体の代表者は、建設工事の施工に関し当共同企業体を代表して、発注及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって請負代金(前払金及び部分払いを含む。)の請求、受領及び当共同企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資、割合、種類)

第8条 当共同企業体の構成員(以下「構成員」という。)は、次の割合によって出資するものとする。

〇〇建設株式会社	%
△△建設株式会社	%

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌の上構成員が協議して定めた額をもって前項の割合に算入する。

(役員その他工事施行機関の組織及び選任)

第9条 当共同企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け建設工事の完成にあたるものとする。

2 運営委員会の委員長は、当共同企業体の代表者たる〇〇建設株式会社代表取締役〇〇をもって充てるものとする。

3 △△建設株式会社の代表取締役△△を監査委員とする。

(事務局)

第10条 運営委員会のもとに事務局を設置する。

(各構成員の責任)

第11条 各構成員は、工事に遅滞を生じ、又そのおそれのある場合は、この協定書に基づき共同連帯して信義に従い誠実にその完成にあたるものとする。

(取引金融機関)

第12条 当共同企業体の取引金融機関は、〇〇銀行〇〇支店とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(会計期間)

第13条 当共同企業体の会計期間は、当共同企業体成立の日から解散の日までとする。

(中間において、仮決算することができる。)

(利益金の配当の割合)

第14条 決算の結果利益金を生じた場合には、第8条に規定する出資割合により構成員に配当するものとする。(仮決算を行う場合、仮決算の結果利益金を生じたときは、その一部を第8条に規定する出資割合により構成員に配当することができる。)

(欠損金の負担割合及び補てん方法)

第15条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する割合により構成員が負担するものとする。

(工事竣工後における人員、機械、残材料等に関する処置)

第16条 工事竣工後残存する当共同企業体が雇用した、職員及び労務者に関する処置は運営委員会でこれを定める。

- 2 工事竣工後残存する機械及び材料等は、当共同企業体の構成員中の希望する者に運営委員会の議を経て売却するものとして、その代価は当共同企業体の収入とするものとする。ただし、運営委員会の承認を得たときは、構成員以外の者に売却することができる。

(決算の監査)

第17条 決算の終了後代表者は、営業報告書(財産目録、貸借対照表、損益計算書及び損益金処分案)を作成し、運営委員会の議決を経て1か月以内に監査委員に提出し承認を得るものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第18条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできないものとする。

(工事途中における構成員の脱退に対する処置)

第19条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ当共同企業体が建設工事を完成する日までは脱退することはできない。

- 2 構成員中工事途中において脱退したものがあつた場合には、残存構成員は工事の施行について発注者と協議するものとする。
- 3 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際に行うものとする。
- 4 決算の結果利益金を生じた場合において、脱退構成員には利益の配当は行わない。

(構成員中工事途中において破産または解散した場合の処置)

第20条 構成員のいずれかが工事途中において破産又は解散した場合等においては、前条第2項から第4項までを準用するものとする。

(工事竣工解散までの間における構成員の脱退、破産又は解散した場合等の措置)

第21条 構成員の中のいずれかが建設工事竣工後、当共同企業体が解散に至るまでの期間において脱退、破産または解散した場合等における処置については、残存構成員の決するところによる。

(解散後のかし担保責任)

第 22 条 当共同企業体が解散した後においても、建設工事につき、かし担保責任が生じたときは、各構成員が共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第 23 条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇・△△特定建設工事共同企業体協定書を締結したので、その証拠として、この協定書 3 通を作成し、各通に構成員が記名押印し各自所持するものとする。

令和 年 月 日

共同企業体の名称	〇〇・△△特定建設工事共同企業体	
	代 表 者 〇〇〇〇会社	
	代表取締役	印
	構 成 員 住 所	
	〇〇〇〇会社	
	(代表者) 代表取締役	印
	構 成 員 住 所	
	△△△△会社	
	(代表者) 代表取締役	印